

糸島市健康福祉センターあごら内での配食サービス事業、デイサービスセンター事業、 レストランに係わる調理業務の事業者募集要項

1 募集の趣旨・概要

配食サービス、デイサービス、レストランに係る調理業務を適正かつ円滑に運営する業務の受託を希望する業者を募集します。なお、今回、配食サービス等の調理事業者の選定にあたっては、メニューや価格のみではなく、優れた企画力や運営力を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により受託事業者を選定します。

2 業務内容

① 配食サービス事業（糸島市からの受託事業）・・・配食サービス利用者の配食用弁当の献立作成・調理業務

目的：一人暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を提供し、訪問配達により利用者の安否確認を行う。

内容：昼食・夕食を 365 日配達 年間延べ 31,000 食（昼約 12,000 食・夕約 19,000 食）

* 食事の配達は、本会からシルバー人材センターへ委託

対象者：65 歳以上の高齢者及び障がい者

* 特別食への対応：あり（軟飯、アレルギー除去食等）

② デイサービス事業（あごら）・・・デイサービス利用者の昼食の献立作成・調理業務

内容：昼食のみを毎日（年末年始、日曜日及び月曜日の祝日を除く）

対象者：介護保険通所介護事業利用者（火～土）

：身体障害者でデイサービス利用者（火～土）

：総合事業通所型サービスA利用者（月）

* 特別食への対応：あり（きざみ食、減塩食、アレルギー除去食等）

③ デイサービス事業（それいゆ）・・・デイサービス利用者の昼食の献立作成・調理業務

内容：昼食の副食のみを毎日（年末年始を除く）

対象者：介護保険通所介護事業利用者（毎日）* 事業所までの配達には本会職員で行います。

* デイサービスセンターそれいゆ 所在地：糸島市前原東1丁目5-17

* 特別食への対応：あり（きざみ食、減塩食、アレルギー除去食等）

④ センター内レストランの利活用

提供内容：現在はセンター利用者への昼食及び喫茶の提供

営業時間：現在は午前 11 時 30 分から午後 3 時 30 分（月曜日休館）

* 対象者：センター内従事者、センター利用者等

3 契約期間・・・令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 1 年間とする

（お互いの契約解除の申し出がない限り令和 8 年 3 月 31 日までの延長可能）

- 4 公募期間・・・令和3年12月21日（火）～令和4年1月21日（金）〆切
- (1) 応募書類は、本会の事務所（糸島市健康福祉センター「あごら」1階）に持参してください。
 - (2) 郵送、電子メールによる提出は受け付けできません。
 - (3) 応募書類の提出後、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退理由を明記のうえ、事業者名、代表者名の署名、押印のある辞退届を提出していただきます。（様式は任意）
- 5 業者説明会・・・令和4年1月7日（金）午前10時～
- (1) 業者説明会には、応募を検討している全ての事業者が参加することができます。
 - (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、1事業者あたりの参加者数は3人以内とします。
 - (3) 説明会の参加にあたって、事前の申し込みは必要ありません。
- 6 プレゼンテーション・ヒアリング審査・・・令和4年2月1日（火）午後（予定）
- (1) 審査は、提出された書類を基に選定委員会が行います。
 - (2) 参加者は、提出した書類に基づき、プレゼンテーションを行います。事前に提出していない書類等を追加で提出し、プレゼンテーションに用いることはできません。
 - (3) 選定委員会は、参加者が行ったプレゼンテーションの内容について、ヒアリングを行い、審査の参考とします。
- 7 決定通知・・・令和4年2月3日（木）＊書面及び本会ホームページ（HP）により通知
- (1) 選定委員会の審査結果をもとに、最も評価が高かった者を「受託候補者」、上位2位となった者を「次点候補者」として選定します。
 - (2) 受託候補者名については、本会HP上で公表します。それ以外の参加者名は掲載しません。
 - (3) 全参加者に対して、「結果通知書」を速やかに通知します。
 - (4) 本会は、受託候補者と契約締結に向けて具体的な条件等について、交渉を行います。しかし、期間内に受託候補者と契約が成立しない場合は、次点候補者と交渉を行います。
- 8 参加資格要件
- (1) 事業実績のある者
 弁当販売または施設の給食等で業務実績のある者
 - (2) 許認可等の取得者
 給食等の業務にあたり、食品衛生法等の関係法令の規定に基づく許認可（届出を含む）を応募時点において有する者または事業者として選定後自らその手続きを完了する見込みの者
 - (3) 欠格要件のない者
 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
 - ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始申立てがなされている者
 - ②法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がある者
 - ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号及び6号に

規定する暴力団及び暴力団員である、また暴力団及び暴力団員に関与していることが判明した者

④国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中である者

⑤令和3年4月1日から現在までの間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けた者

9 近月の食数表（利用者数）及び、提供日（提供時間）

	食数（1日平均）	提供日（提供時間）
配食サービス（昼食）	30食～35食	毎日（午前10時）
配食サービス（夕食）	45食～55食	毎日（午後4時）
デイサービス（昼食）	40食～50食	毎日（午後0時）
デイサービスそれいゆ（昼・副食のみ）	20食～25食	毎日（午前10時）
レストラン	10人～30人	休館日以外

10 委託単価及び現在のレストランメニュー

	委託単価等
配食サービス	500円／1食
デイサービス昼食	580円／1食
デイサービスそれいゆ昼（副食のみ）	380円／1食
レストラン	センター内従事者及び利用者等に昼食を提供することを主目的とし、メニュー・価格等は事業者の企画提案による。

11 経費の負担区分

内 容	業 者	備 考
施設使用料	○	月額／約15万円
自販機設置手数料	○	※自動券売機のリース料等
水道光熱費	○	電気、ガス、水道代 年額／約250万円 ※使用した光熱水費を1か月ごとに納入
厨房備品・機器	×	
配食用食器類	×	
食堂用食器	○	
厨房消耗品費	○	
保健衛生費 被服費	○	
厨房の日常清掃費	○	
害虫駆除費	×	
残飯処理費	○	

1 2 運営に係る遵守事項

- (1) 従業員は、公共施設の食堂業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、丁寧な接客に努めること。また、事業者はこれを遂行するため、接遇研修の実施に努めること。
- (2) レストラン等の運営に関する権利は、第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (3) 食品衛生法等の関係法令を遵守すること。
- (4) 行政財産使用料等の必要経費については、納期限までに確実に納付すること。
- (5) 食事の提供等に係る問い合わせや苦情については、迅速に対応すること。
- (6) レストラン内には、事業者や商品販売等の食事の提供には関係のない広告を掲示しないこと。

1 3 応募書類について

応募書類として、下記の(1)から(7)の内容が分かるものを提出してください。提出に際しては、A4サイズのファイルに全ての書類を順番に綴じたものを2部(正本1部、副本1部)提出してください。

提出後の問い合わせに対応できるよう、提出書類一式の控えを保管しておいてください。提出された書類は返却できません。

なお、必要に応じ、審査のための資料用として追加部数の提出を求める場合があります。

- (1) 参加申込書(第1号様式)
- (2) 会社の概要
 - ①会社の経営理念、役員構成
 - ②財務状況
 - ③これまでの弁当販売または施設の給食等の業務実績
- (3) 配食弁当、デイサービス昼食の内容に係る提案
 - ①各々の献立見本と写真
 - ②献立作成にあたり工夫している点
- (4) 衛生管理について
 - ①レストラン等の運営に係る衛生管理及び感染症対策
 - ②従業員の検便、健康診断の実施
 - ③従業員の研修の実施
- (5) 管理運営体制について
 - ①運営体制及び業務の進行管理
 - ②従業員の配置人数と勤務体制について
- (6) レストランの利活用について
 - ①レストランで取り扱う予定メニュー
 - ②センター内従事者や利用者等の満足度が上がるレストランスペースの利活用について
- (7) その他
配食弁当やデイサービスの昼食等、高齢者向けの献立作成でPRしたい点等、特に力を入れたいと考えていること。

1 4 問合せ先及び各書類の提出先

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会 担当：総務課 水崎・山崎 又は 介護福祉課 江口
〒819-1105

福岡県糸島市潤一丁目 22 番 1 号 糸島市健康福祉センターあごら内

Tel : 092-324-1660

fax : 092-324-3166

E-mail itoshaky@view.ocn.ne.jp

(第1号様式)

糸島市健康福祉センターあごら内での配食サービス事業、デイサービスセンター事業、
レストランに係わる調理業務のプロポーザル参加申込書

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会が行う、配食サービス事業、デイサービス事業及び、
レストランに係る調理業務のプロポーザルに参加します。

なお、募集要項に定める参加資格を満たし、提出書類のすべての記載事項は、事実と相違
ないこと誓約します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 糸島市社会福祉協議会
会 長 扇 清 人 様

住所又は所在地

ふりがな
商号又は名称

ふりがな
代表者の職・氏名

印

*担当者を記入してください

所 属	役職・氏名	電話番号	メールアドレス